

3,000 m²以上の土地の形質変更届出

30日前までに形質変更届を提出

汚染のおそれの基準への該当性判断

形質変更に着手

おそれがある場合

おそれがない場合

調査命令の発出

調査義務発生

おそれがあると判断された場合、場所・特定有害物質の種類が通知

調査対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）

情報の入手・把握

試料採取等対象物質の追加

土壌汚染のおそれの区分の分類

命令の日から
120日以内に報告

試料採取等を行う区画の選定

試料採取の実施

土壌汚染状況調査結果の報告

形質変更に着手可能

汚染なしの場合

汚染がある場合

汚染がある土地として区域指定

土壌汚染対策法の第12条、第16条を申請

区域指定のまま開発行為が実施可能

凡例

：都道府県知事の手続

：土地所有者等の手続

：調査実施者（指定調査機関）の手続